

太田裁縫學校規則

- 第一條 本校ハ主トシテ和服裁縫ヲ教授スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本校生徒タラント欲スル者ハ品行方正ニシテ年齢十歳以上ノ女子ニ限ル
- 第三條 本校ハ入學者ノ便ヲ計リテ正科撰科温習科ノ三科ヲ置ク
- 第四條 正科ハ修業年限ナ一年トシ之ヲ前期後期ニ分チ前期ノ終ニ小試験チナシ後期ノ終ニ大試験チ行フ
- 第五條 撰科トハ本校教授スヘキ課程中ニ就キ各自隨意ノ科目チ一科若クハ數科ヲ脩ムルチ云フ
- 第六條 温習科トハ正科脩了ノ後特ニ技術ノ熟達ヲ要シ學科ノ補習チナスモノトス
- 第七條 授業時間ハ毎日七時間トス
但日ノ長短ニ從ヒ伸縮スルヲアルヘシ
- 第八條 毎日正午三時ヨリ午后一時迄ヲ休息時間トス
- 第九條 毎週三時間ヅ、適宜ノ時間ヲ以テ脩身禮式家事經濟料理法等ヲ教授ス
- 第十條 適宜ノ時間ヲ以テ規定學科ノ外生徒ノ望ニ依リテ縫取造花等ヲ教授スヘシ
- 第十一條 本校休業日ハ大祭祝日日曜日冬季休業トス
- 第十二條 本校ハ入學セントスルモノハ左ノ書式ノ入校証チ差出スベシ

入校書

何縣何郡何町何番地
何誰何女
何誰
何年何月生

右ハ今般貴校へ入校相願候ニ付テハ御規則可相守ハ勿論本人在學中身上ニ係ル事件ハ拙者一切引受ケ可申候也

明治何年何月何日 族籍宿所 保證人 何誰 印
太田裁縫學校々主 太田 亨 殿

- 第十三條 保證人ハ父兄若クハ親戚タルベシ
- 第十四條 月謝ハ前期金貳拾錢後期金三拾錢温習科金拾錢トス
但撰科ハ一科ニ付金貳拾錢トス
- 第十五條 月謝ハ毎月十五日迄ニ納ムベシ
- 第十六條 校内寄宿生ハ寄宿料金三圓ヲ月謝ニ添ヘテ納ム

- 第十七條 寄宿舎ニハ正副二名ノ舎長ヲ置キ生徒ノ取締リチナサシム
- 第十八條 本校ヨリ渡シタル發着表ハ毎日發着ノ時刻ヲ記シ發着之際是ヲ管理者ニ出シ檢印チ受ケケ宅ノ後直ニ父母或ハ保證人ニ示シテ其勤惰ヲ表記スヘシ
- 第十九條 屢校則ヲ破ルモノハ協議上退校チ命ズルヲアルヘシ

學科課程	
前期 六ヶ月	後期 六ヶ月
運針法	づぼん下
小じゆばん	小羽織 袷 綿入
大全	大羽織 單 袷 綿入
一ツ身 單物 袷 綿入	被布 合羽 道行
二ツ身 全	重ねかたびら ひよく
三ツ身 全	袴 布衣信 帶
四ツ身 全	
はんだち 全	
玄やう	

生徒心得

- 第一條 生徒ハ心意ヲ誠ニシ言行チ正クシ温良優美ノ女徳ヲ養フヘシ
- 第二條 衣服等ハ總テ質素ヲ旨トシ決シテ華美ニ流ルヘカラス
- 第三條 教師ノ許可チ得ズシテ猥リニ教場チ出入スヘカラズ
- 第四條 生徒互ニ物品金錢ノ貸借チナスヘカラズ
- 第五條 小説稗史又ハ無用ノ玩具等ハ一切携帯スヘカラス
- 第六條 生徒各自ノ所持品ハ姓名ヲ記シ置キ且ツ之ヲ丁寧ニ取扱ヒ決シテ散亂セサル様注意スヘシ
- 第七條 生徒ハ勤儉ノ徳ヲ守ルベキハ當校設置ノ主意ナレバ教授用ノ諸物品モ高價ノ材料ヲ使用スベカラズ
- 第八條 生徒ハ毎日輪番ヲ以テ丁寧ニ其教室ヲ掃除スベシ
- 第九條 通學生休業三日以上ニ及ブトキハ其旨保證人ヨリ届出ヅヘシ
- 第十條 校内ニ寄宿チ願フ者ハ膳碗夜具等持參スヘシ
- 第十一條 寄宿生歸宅或ハ外泊スルキハ保證人ノ証明ヲ要ス
- 第十二條 外來人ノ應接ハ教師ノ許可チ得タル後成ルヘク休息時間ニナスヘシ

明治 年 月 太田裁縫學校
群馬縣高崎町